

岩手県告示第737号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成29年10月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除に係る保安林の所在場所 陸前高田市高田町字古川51の1、51の10、51の11、51の19、51の21、51の23、51の25、51の31、51の32、51の34
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅